

A12 貸借対照表と損益計算書それぞれに記載されていた注記を 1 枚の表にまとめます。

連結決算でない決算書（個別計算書類）を作成する場合には次のような注記項目があります。

- ① 継続企業の前提に関する注記
- ② 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- ③ 貸借対照表等に関する注記
- ④ 損益計算書に関する注記
- ⑤ 株主資本等変動損益計算書に関する注記
- ⑥ リースにより使用する固定資産に関する注記
- ⑦ 税効果会計に関する注記
- ⑧ 持分法損益等に関する注記
- ⑨ 関連当事者との取引に関する注記
- ⑩ 1 株当たり情報に関する注記
- ⑪ 重要な後発事象に関する注記
- ⑫ その他の注記

上記の事項のうち、株式譲渡制限会社（会計監査人設置会社である場合を除く）について、必ず注記しないとイケないものとしては括弧で示した②、⑤、⑫の3つがあります。

1、②の重要な会計方針に係る事項に関する注記

重要な会計方針に係る事項としては、資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準、収益及び費用の計上基準、その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項を記載します。

また、会計方針を変更した場合は変更の旨、変更の理由及び計算書類に与えている影響の内容を記載します。

2、⑤の株主資本等変動損益計算書に関する注記

これは当事業年度末日後に行う定時株主総会での剰余金の配当が利益処分案がなくなることにより、税務上の計算ができなくなるため、この株主資本等変動計算書の注記事項とします。

3、⑫のその他の注記

上記①～⑪までに掲げる事項の他、株主及び債権者等の利害関係者が会社の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要と考えられる事項を適宜注記というものです。